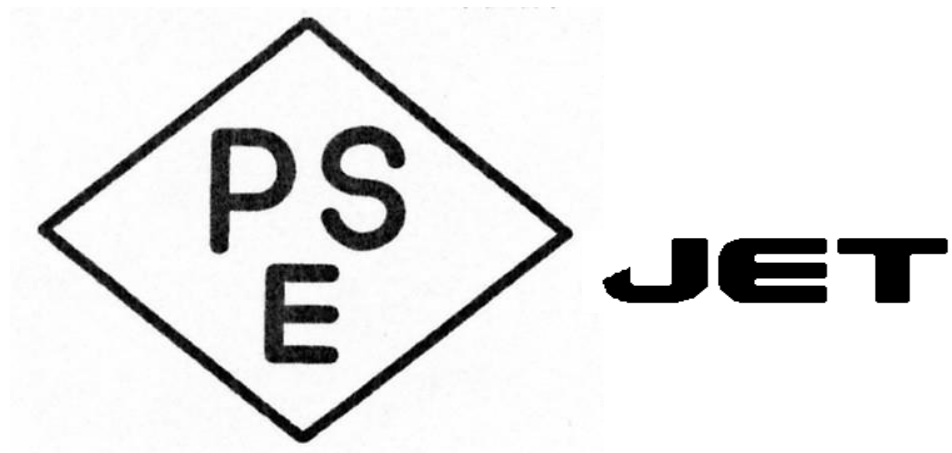


電気用品安全法特定電気用品 適合性検査お申込みのご案内



一般財団法人 電気安全環境研究所

特定電気用品適合性検査申込みのご案内

平成 28 年 4 月

一般財団法人 電気安全環境研究所（J E T）

電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号。以下「法」といいます。）第 9 条（特定電気用品の適合性検査）では、国内の製造事業者又は輸入事業者は、特定電気用品の型式の区分毎に、販売するときまでに登録検査機関の適合性検査を受け、その証明書の交付を受け、これを保存しなければならないと規定されています。

J E T は、法に基づく登録検査機関として、特定電気用品の適合性検査を実施させていただきます。

お申込みいただく際には、次の事項をご確認の上、必要な各種書類等を「各 1 部」及び試験品をご用意していただくようお願いいたします。

1. お申込み対象者（事業者）様

(1) 国内事業者の場合

特定電気用品の国内の製造事業者又は輸入事業者であって、法第 3 条（事業の届出）に従い、届出した事業者が対象となります。

(2) 海外事業者の場合

法第 9 条（特定電気用品の適合性検査）第 1 項に規定する同条第 2 項の証明書と同等なものの確認を受ける海外製造事業者が対象となります。

2. お申込みの準備及び窓口

(1) 適合性検査の検査方式

適合性検査は、法第 9 条第 1 項に規定され、第 1 号検査と第 2 号検査があります。これらの検査方式の概要は次の表のとおりです。

検査方式	検査対象	備 考
第 1 号検査 (現物検査)	当該特定電気用品	製造又は輸入した特定電気用品そのものが検査の対象となります。
第 2 号検査 (サンプル検査)	試験用の特定電気用品及び 当該特定電気用品に係る届出 事業者の工場又は事業場にお ける検査設備その他主務省令 で定めるもの	製造又は輸入する特定電気用品のサンプル、並びに特定電気用品を製造する工場の検査設備に関する事項が、検査の対象となります。

(2) お申込みの準備

適合性検査は、上記（１）の第 1 号検査又は第 2 号検査それぞれの確認について、申込み毎に実施いたします。

お申込みいただく際に必要となるものは、次の表に示す書類と試験品(試験用の特定電気用品)です。次の点にご留意いただき、ご準備願います。

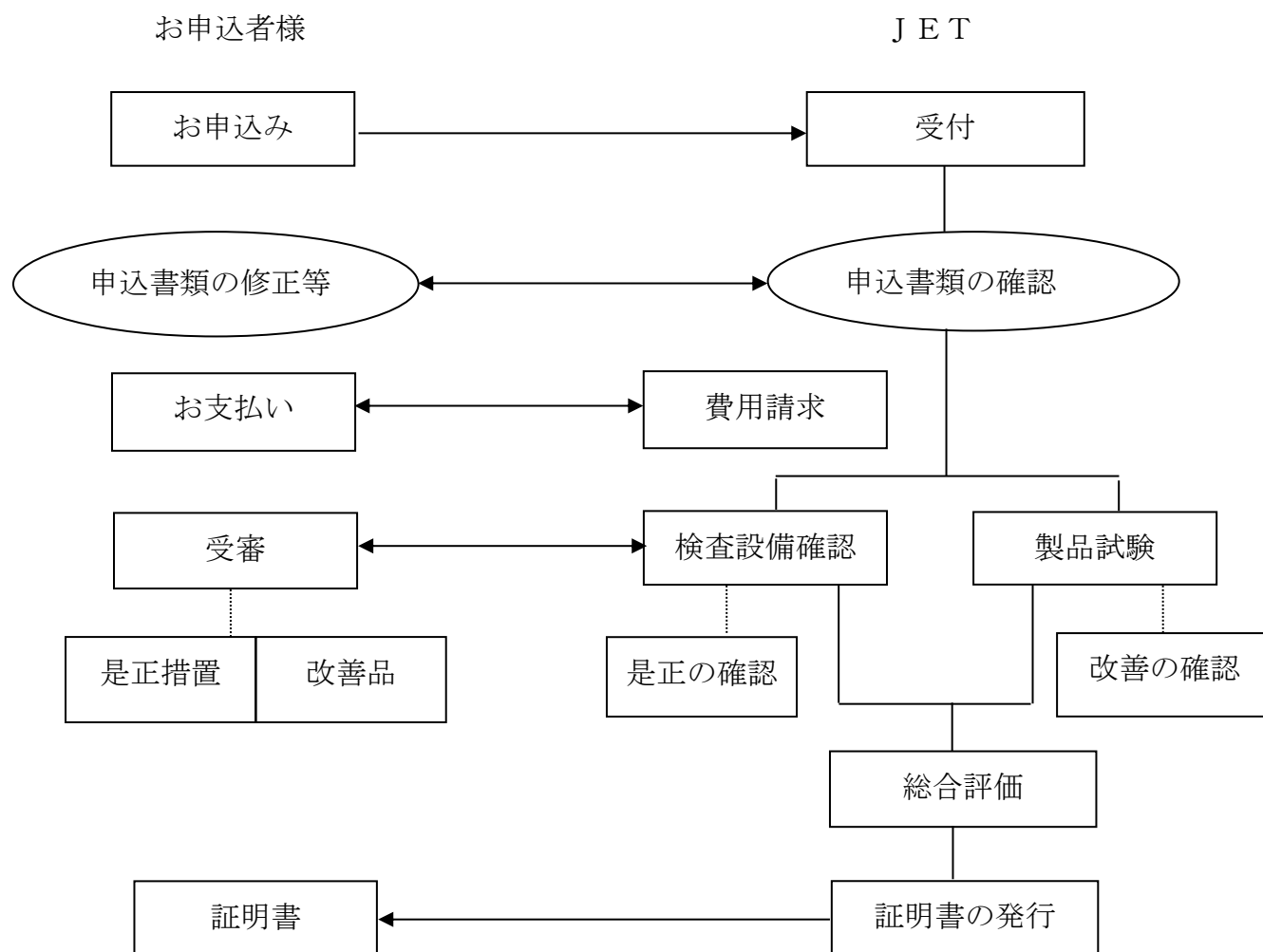
なお、申込みにあたっては、「適合性検査申込みに係わる承諾事項(PSE-RE-101/205/306/405)」の内容を承諾の上、お申込み願います。

申込みに係わる各種書類は、JETのホームページからダウンロードができますので併せてご利用下さい。

書類名	様式・記載事例等(第2号検査)		
	国内製造事業者	国内輸入事業者	海外製造事業者
適合性(同等)検査申込書 (署名又は捺印が必要です。)	様式第二	様式第三	様式第四
適合性(同等)検査申込書別紙	PSE-RE-201	PSE-RE-301	PSE-RE-401
適合性検査宣言書	—	PSE-RE-302	—
製造工場一覧表	PSE-RE-202	PSE-RE-303	PSE-RE-402
送付先等確認用紙	PSE-RE-203	PSE-RE-304	PSE-RE-403
委任状(代行業者利用に限る)	PSE-RE-204	PSE-RE-305	PSE-RE-404
適合性検査申込みに係る承諾事項 (この書類は添付不要です。)	PSE-RE-205	PSE-RE-306	PSE-RE-405
型式の区分(申込製品の該当型式区分)	施行規則別表第二に掲げる品名毎(様式を窓口に用意してありますが、JETホームページからも入手可能です。)		
試験品の構造、材質及び性能の概要 (本体写真、構成部品一覧表、回路図、取扱説明書(製造販売する時に添付するもの(日本語)等)	PSE-RE-701 構造の概要、主要部分の材質、性能(電氣的定格)など、「型式の区分の要素及び区分」が判断できる内容を記載するとともに、商品名又はモデル名等を記載。		
特定電気用品の表示	PSE-RE-702 特定電気用品へのPSE・定格等の表示		
特定検査設備調査準備のためのご質問	特定検査設備調査を行うにあたり、事前のご質問		
検査設備一覧表	PSE-RE-703 施行規則別表第四の電気用品の区分毎に検査設備の欄に掲げるもので、製造工場等に具備しているもの。		
出張試験申込書	様式第七 出張試験をご希望のとき		
CB証明書	CBスキームに基づくデータ活用をご希望のとき		

3. お申込み～適合証明書の交付まで

お申込書の受理から適合証明書又は適合同等証明書（以下「証明書」といいます。）の発行までの手順は、下図のとおりです。



(1) 受付

2.(2)項の表中に記載の適合性検査申込書、申込書別紙、添付書等の関係書類一式及び製品試験を実施する試験品のすべてが整った時点で、受付となります。申込書等様式集を附属書1及び適合性検査手数料表を附属書2に示します。

注) 既に交付を受けている証明書の有効年月日に連続するように、交付日を調整して証明書の交付を希望される場合には、直近の証明書の有効期間満了日の6ヶ月前からの受付となりますので、ご留意願います。

(2) 製品試験の実施

製品試験の目的は、法第8条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準への適合性を確認するものです。

(3) 検査設備確認

検査設備確認の目的は、法第9条第2項の経済産業省令で定める基準による検査設備に関する事項を確認するものです。なお、この検査設備確認は、第2号検査（サンプル検査）をお申込みいただいたときに適用されます。

注) 検査設備の現地確認を実施して証明書の交付を受けた製造工場であっても、

お申込みの際に次のすべての条件を満たさないときは、当該工場の検査設備の現地確認が必要になりますので、ご留意願います。

- 1) 検査設備の現地確認を実施して交付を受けた証明書の有効期間が 6 ヶ月以上残っていること。
- 2) お申込みの特定電気用品が該当証明書の電気用品の区分に含まれること。
- 3) 当該工場の検査設備に変更がないこと。

(4) 証明書の発行

製品試験及び検査設備確認に適合したときに、適合証明書（海外製造事業者には適合同等証明書）を交付いたします。

注）製品試験又は検査設備確認において不適合が認められたときは、適合性検査の不適合（改善）についてお知らせします。改善により継続して検査をご希望の場合には、特別の理由が示された場合を除き、お知らせ後 40 日以内にお申込みいただきます。ただし、改善のお申込みは 2 回までとなります。

4. 申込書等様式集

適合性検査申込書、別紙及び添付書類等の様式集を附属書 1 に示します。

5. 適合性検査手数料

適合性検査手数料は、附属書 2 のとおりです。

6. 苦情及び異議申し立て

JET は、苦情及び異議申し立てを受けたときは、誠意を持って対応致します。なお、苦情及び異議申し立てへの対応のために、**JET** が定める「苦情・異議申し立て表明書」のご提出をお願いしております。

- (1) 「苦情」とは、**JET** の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申し立て以外のものをいいます。
- (2) 「異議申し立て」とは、**JET** が適合性評価の対象について行った決定に対し、その対象の提供者が決定の再考を求める要請をいいます。

7. 機密保持

JET は、適合性検査業務を遂行する上で知り得たお申込者様の機密を厳守し、法令に基づき機密の開示を求められた場合を除き、他に漏らしません。

8. お問い合わせ・お申込書類等のご提出先

一般財団法人 電気安全環境研究所

- 東京事業所 カスタマーサービスG 〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12
Tel.03-3466-5234 Fax.03-3466-9219 E-mail:tokyo@jet.or.jp
- 横浜事業所 カスタマーサービスG 〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮 1-12-30
Tel.045-582-2151 Fax.045-582-2671 E-mail:yokohama@jet.or.jp
- 関西事業所 カスタマーサービスG 〒658-0033 兵庫県神戸市東灘区向洋町西 4-1
Tel.078-771-5135 Fax.078-771-5136 E-mail:kansai@jet.or.jp

9. お問い合わせ先等

- 名古屋事務所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-2-3
名古屋日興証券ビル 4F)
Tel.052-269-8140 Fax.052-269-8498 E-mail:nagoya@jet.or.jp
- 九州事務所 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 1-15-20
NOF 博多駅前ビル 2F
Tel.092-419-2385 Fax.092-419-2386 E-mail:kyusyu@jet.or.jp
- JET ホームページ : <http://www.jet.or.jp/>

附属書 1

申込書等様式集

1. 第 1 号検査

1-1 適合性検査申込書（第 1 号検査用）

1-2 PSE-RE-101 適合性検査申込に係る承諾事項（様式第一関連）

【国内・輸入・海外事業者別申込様式】

2. 第 2 号検査／国内製造事業者用

2-1 適合性検査申込書（製造事業者用）・様式第二

2-2 PSE-RE-201 適合性検査申込書（様式第二）別紙

2-3 PSE-RE-202 製造工場一覧表（様式第二関連）

2-4 PSE-RE-203 送付先等確認用紙（様式第二関連）

2-5 PSE-RE-204 委任状（様式第二関連）

2-6 PSE-RE-205 適合性検査申込に係る承諾事項（様式第二関連）

3. 第 2 号検査／輸入事業者用

3-1 適合性検査申込書（輸入事業者用）・様式第三

3-2 PSE-RE-301 適合性検査申込書（様式第三）別紙

3-3 PSE-RE-302 適合性検査宣言書（様式第三関連）

3-4 PSE-RE-303 製造工場一覧表（様式第三関連）

3-5 PSE-RE-304 送付先等確認用紙（様式第三関連）

3-6 PSE-RE-305 委任状（様式第三関連）

3-7 PSE-RE-306 適合性検査申込に係る承諾事項（様式第三関連）

4. 海外製造事業者用

4-1 適合性同等検査申込書（海外事業者用）・様式第四

4-2 PSE-RE-401 適合性同等検査申込書（様式第四）別紙

4-3 PSE-RE-402 製造工場一覧表（様式第四関連）

4-4 PSE-RE-403 送付先等確認用紙（様式第四関連）

4-5 PSE-RE-404 委任状（様式第四関連）

4-6 PSE-RE-405 適合性同等検査申込に係る承諾事項（様式第四関連）

5. 副本・追補申込用

5-1 適合証明書又は適合同等証明書の副本申込書・様式第五

5-2 適合証明書又は適合同等証明書の追補（変更）申込書・様式第六

5-3 PSE-RE-601 適合証明書又は適合同等証明書の追補（変更）申込書別紙

5-4 PSE-RE-602 送付先等連絡用紙（連絡先が申込責任者と異なる場合）

6. 各申込共通書類

6-1 出張試験申込書・様式第七

6-2 型式の区分（直流電源装置の事例）

6-3 PSE-RE-701 試験品の構造、材質及び性能の概要（直流電源装置の事例）

6-4 RSE-RE-702 特定電気用品の表示

6-5 特定検査設備調査準備のためのご質問

6-6 検査設備要求内容（第 15 条関係）

6-7 RSE-RE-703 検査設備一覧表（直流電源装置の事例）

様式第一

(第1号検査用)

適合性検査申込書

受付番号：

(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

電気用品安全法第9条第1項に規定する証明書の交付を受けたいので、申込書別紙の「適合性検査申込みに係る承諾事項（PSE-RE-101）」の内容を承諾の上、次のとおり申し込みます。

1. 申込者（届出事業者）

会社名

住 所 〒

責任者名

(署名又は捺印)

所属・役職

責任者の住所 〒
(上記と異なる場合)

TEL：

FAX：

E-mail

2. 特定電気用品名：

3. 適用試験基準：電気用品技術上の基準を定める省令の解釈
(別表)

4. 型式の区分： 別紙のとおり

5. 特定電気用品の製造番号及び製造期間： 別紙のとおり

6. 特定電気用品の構造、材質及び性能の概要： 別紙のとおり

7. 製造工場（輸入事業者にあつては、製造事業者）： 別紙のとおり

PSE-RE-101

適合性検査申込みに係る承諾事項

一般財団法人 電気安全環境研究所

次の事項をご承諾いただいた上で、適合性検査申込書をご提出ください。

【お申込みに関する事項】

1. 次の掲げる事項を含み、適合性検査実施のために必要な準備をしていただきます。
 - 適合性検査を実施する特定電気用品の評価に必要なすべての情報を提供していただきます。
 - 適合性検査を行うために必要と認められる製造工場への立入り、及び従業員への接触を求めることがあります。
 - 検査設備確認の際、必要に応じて製造工場の検査設備等のご担当者と同席をお願いします。
2. この申込みは、試験品及び必要書類受領後に完了いたします。
3. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を提出されないときは、この申込みは、申込者の都合により取り下げられたものといたします。
4. 適合性検査の実施にあたって、試験又は検査設備確認の一部を外部委託することができるものとします。なお、委託先機関により実施する場合は、その旨を受付の際にお知らせします。

【適合証明書に関する事項】

5. 電気用品安全法の第8条「基準適合義務等」の要求事項を遵守してください。
6. 適合証明書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な適合証明書がない製品には、PSE マーク及びJET の略称の表示、並びに適合証明書の交付を受けた事実の公表はできません。
7. JET の評価を損なうような方法で適合証明書の交付を受けたことを表明することはできません。
8. JET が認めていない方法又は誤解を招く方法で適合証明書の交付を受けたことの表明することはできません。
9. 国による表示の禁止等の指示があったとき、適合証明書の交付を受けていることを言及しているすべての広告物の使用を中止していただきます。
10. 適合性検査を受検し合格した事実を示すことのみに、適合証明書を使用すること。
11. 適合証明書の写しを他者に提供する場合、証明書の全部を複写してください。
12. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで適合証明書の交付を受けたことについて言及するときは、JET の求めに従っていただくことがあります。
13. 適合証明書の範囲にある特定電気用品に関連する苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録をJET が利用できるものとします。また、次の事項を行っていただきます。
 - 上記の苦情、及び電気用品安全法への適合性に影響を与えると判明した製品に関して、適切な処置をとる。
 - とった処置を文書化する。
14. 適合証明書交付後、JET は登録情報（申込者名、特定電気用品名及び証明書番号）を公表することができるものとします。
15. JET は、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に、開示することができるものとします。

【適合性検査の不適合に関する事項】

16. 製品試験又は検査設備確認において不適合が認められたときは、適合性検査の不適合（改善）についてお知らせします。改善により継続して検査をご希望の場合には、お知らせ後 40 日以内にお申込みいただきます。ただし、改善のお申込みは 2 回までとなります。

【試験品に関する事項】

17. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。JET より指定のあった事業所に送付願います。なお、この輸送についての責任は申込者となります。
18. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、JET が申込者にその旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
19. JET は、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JET は一切その責任を負わないものとします。
20. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JET で廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

【適合性検査費用のお支払いに関する事項】

21. 適合性検査費用のお支払いは、原則として費用概算額を前払いとなります。初回の申込時は入金確認後の検査開始となります（特別な事情等がある場合入金時期等について相談に応じます）。なお、既に申込み実績がある場合検査終了後のお支払いも可能といたしますが、JET の判断により、前払いをお願いすることがあります。

【機密保持】

22. JET は、申込者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を適合性検査業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は申込者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしません。ただし、申込時に公知であった情報、申込後にJET の故意又は過失によらずに公知になった情報及びJET が第三者から適法に取得した情報は除きます。

以上

様式第二

(第2号検査／国内製造事業者用)

適合性検査申込書

受付番号：

(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

電気用品安全法第9条第1項に規定する証明書の交付を受けたいので、申込書別紙の「適合性検査申込みに係る承諾事項（PSE-RE-205）」の内容を承諾の上、次のとおり申し込みます。

1. 申込者（届出事業者）

会社名

住 所 〒

責任者名

(署名又は捺印)

所属・役職

責任者の住所 〒
(上記と異なる場合)

TEL：

FAX：

E-mail

2. 申込内容の詳細

別紙のとおり

【初めての申し込みですか？】

☐ はい	電気用品安全法第 3 条に基づく「事業の届出」はお済みですか ☐ はい ☐ いいえ
☐ いいえ	交付された最新の適合証明書番号を記載願います (JET — —)
☐ 更新(継続)	交付された適合証明書の写しを添付願います

1. 特定電気用品名			
2. 適用試験基準		電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 ☐ 別表第一～第九（旧省令第1項） ☐ 別表第十二（旧省令第2項） （ ）	
3. 申込者（届出事業者）に関する情報			
会社名 住 所 代表者 役職 氏名（ふりがな）		〒	
4. 提出書類（必須）			
☐ 型式の区分（「型式の区分」の様式を用意しておりますのでご利用下さい） ☐ 製造工場一覧表（PSE-RE-202） ☐ 送付先等確認用紙（PSE-RE-203） ☐ 試験品の構造、材質及び性能の概要を記載した書面（PSE-RE-701） ☐ 特定電気用品の表示（PSE-RE-702） ☐ 検査設備一覧表（工場ごとに必要となります）（PSE-RE-703：フォーム） （各種様式を用意しておりますのでご利用下さい） ☐ 技術的情報（試験品の写真・図面、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な資料）			
5. 試験成績書の発行（有料）			
☐ 希望しない ☐ 希望する ☐ 和文 ☐ 英文 モデル名の記載： ☐ 必要（モデル名： ） ☐ 不要 注）英文の発行を希望される場合は、会社名、住所等の英文表記を添付願います。			
6. 試験品の情報（発送予定日、梱包数などの必要な情報を記載願います）			
☐ 試験品のみを発送予定（ 年 月 日頃）（梱包数： ） ☐ JET 窓口へ持込予定（ 年 月 日頃） ☐ 試験品を申込書類と同封・同梱して発送（ 年 月 日頃）			
7. 雑音の強さ試験の不適合の場合の処置について			
雑音の強さ試験が不適合のとき、その時点で適合性検査を終了することとし、不適合報告に従って改善することを希望されますか。（いずれかの ☐ にチェック願います） ☐ 希望しない（全試験終了後、結果を報告） ☐ 希望する ☐ 雑音試験を優先 ☐ 雑音試験とその他試験を同時実施			
8. 提出書類（該当する場合）			
☐ 委任状（PSE-RE-204：代理人によるお申込みのときは、必ず必要となります） ☐ 出張試験申込書（様式第七：出張試験をご希望のとき） ☐ CB 証明書（CB スキームに基づくデータ活用をご希望のとき）			
9. 代理人（該当する場合）			
会社名 住 所 所属・役職 責任者名		〒 TEL/FAX TEL FAX E-mail	

PSE-RE-202

製造工場一覧表

【初めてのお申込みの場合】

お申込みの製造工場をすべて記載して下さい。（証明書に反映されますのでご注意ください）

製造工場 1	
工場名	
住 所	〒
製造工場 2	
工場名	
住 所	〒
製造工場 3	
工場名	
住 所	〒

（製造工場が3を超えるときは、別紙に記載して下さい）

【JET で証明書を取得したことがある場合】

今回お申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と同一ですか？	
☐ はい	証明書番号を記入して下さい（製造工場の記載は不要です） 証明書番号（JET — — ）
☐ いいえ	【初めてのお申込みの場合】に製造工場を記載願います

PSE-RE-203

適合性検査申込書別紙（様式第二用）

送付先等確認用紙

JET からの問合せ先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

適合証明書、試験成績書の送付先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

請求書宛先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

請求書送付先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

試験済品等の返還方法	
☐	引き取る
☐	JET での廃棄を希望（小型のものに限ります。また、廃棄費用は申込者負担となります。）
☐	着払いにて返送を希望（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 下記担当者 ☐ 代理人）
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

委任状

作成日 年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

申込者	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
責任者名	(署名又は捺印)

私（申込者）は、次の者を代理人と定め、下記に記載する委任期間、委任内容に記載する事項を委任します。

代理人	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
責任者名	
	TEL : FAX :
	E-mail :

委任期間	
☐ 代理人に変更があるまで	
☐ 期間を定める	
(年 月 日より 年 月 日まで)	
☐ 委任内容が終了するまで	

委任内容	
(例：電気用品安全法に基づく適合性検査の申込みに関する一切の権限)	

(変更までの期間又は定めた期間内のお申し込みについては当該委任状の写しを必ず提出して下さい。)

適合性検査申込みに係る承諾事項

一般財団法人 電気安全環境研究所

次の事項をご承諾いただいた上で、適合性検査申込書をご提出ください。

【お申込みに関する事項】

1. 次の掲げる事項を含み、適合性検査実施のために必要な準備をしていただきます。
 - 適合性検査を実施する特定電気用品の評価に必要なすべての情報を提供していただきます。
 - 適合性検査を行うために必要と認められる製造工場への立入り、及び従業員への接触を求めることがあります。
 - 検査設備確認の際、必要に応じて製造工場の検査設備等のご担当者と同席をお願いします。
2. この申込みは、試験品及び必要書類受領後に完了いたします。
3. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を提出されないときは、この申込みは、申込者の都合により取り下げられたものといたします。
4. 適合性検査の実施にあたって、試験又は検査設備確認の一部を外部委託することができるものとします。なお、委託先機関により実施する場合は、その旨を受付の際にお知らせします。

【適合証明書に関する事項】

5. 電気用品安全法の第8条「基準適合義務等」の要求事項を遵守してください。
6. 適合証明書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な適合証明書がない製品には、PSE マーク及び JET の略称の表示、並びに適合証明書の交付を受けた事実の公表はできません。
7. JET の評価を損なうような方法で適合証明書の交付を受けたことを表明することはできません。
8. JET が認めていない方法又は誤解を招く方法で適合証明書の交付を受けたことを表明することはできません。
9. 国による表示の禁止等の指示があったとき、適合証明書の交付を受けていることを言及しているすべての広告物の使用を中止していただきます。
10. 適合性検査を受検し合格した事実を示すことのみに、適合証明書を使用すること。
11. 適合証明書の写しを他者に提供する場合、証明書の全部を複写してください。
12. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで適合証明書の交付を受けたことについて言及するときは、JET の求めに従っていただくことがあります。
13. 適合証明書の範囲にある特定電気用品に関連する苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録を JET が利用できるものとします。また、次の事項を行っていただきます。
 - 上記の苦情、及び電気用品安全法への適合性に影響を与えると判明した製品に関して、適切な処置をとる。
 - とった処置を文書化する。
14. 適合証明書交付後、JETは登録情報（申込者名、特定電気用品名及び証明書番号）を公表することができるものとします。
15. JETは、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に、開示することができるものとします。

【適合性検査の不適合に関する事項】

16. 製品試験又は検査設備確認において不適合が認められたときは、適合性検査の不適合（改善）についてお知らせします。改善により継続して検査をご希望の場合には、お知らせ後 40 日以内にお申込みいただきます。ただし、改善のお申込みは2回までとなります。

【試験品に関する事項】

17. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。JETより指定のあった事業所に送付願います。なお、この輸送についての責任は申込者とします。
18. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があつて、JETが申込者にその旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
19. JETは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。
20. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

【適合性検査費用のお支払いに関する事項】

21. 適合性検査費用のお支払いは、原則として費用概算額を前払いとなります。初回の申込時は入金確認後の検査開始となります（特別な事情等がある場合入金時期等について相談に応じます）。なお、既に申込み実績がある場合検査終了後のお支払いも可能といたしますが、JETの判断により、前払いをお願いすることがあります。

【機密保持】

22. JETは、申込者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を適合性検査業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は申込者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしません。ただし、申込時に公知であった情報、申込後にJETの故意又は過失によらずに公知になった情報及びJETが第三者から適法に取得した情報は除きます。

以上

様式第三

(第2号検査／輸入事業者用)

適合性検査申込書

受付番号：

(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

電気用品安全法第9条第1項に規定する証明書の交付を受けたいので、申込書別紙の「適合性検査申込みに係る承諾事項（PSE-RE-306）」の内容を承諾の上、次のとおり申し込みます。

1. 申込者（届出事業者）

会社名

住 所 〒

責任者名

(署名又は捺印)

所属・役職

責任者の住所 〒
(上記と異なる場合)

TEL：

FAX：

E-mail

2. 申込内容の詳細

別紙のとおり

【初めての申し込みですか？】

☐ はい	電気用品安全法第3条に基づく「事業の届出」はお済みですか ☐ はい ☐ いいえ
☐ いいえ	交付された最新の適合証明書番号を記載願います (JET — —)
☐ 更新(継続)	交付された適合証明書の写しを添付願います

1.	特定電気用品名	
2.	適用試験基準	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 ☐ 別表第一～第九（旧省令第１項） ☐ 別表第十二（旧省令第２項） （ ）
3.	申込者（届出事業者）に関する情報	
	会社名 住 所 代表者 役職 氏名（ふりがな）	〒
4.	提出書類（必須）	
	☐ 適合性検査宣言書（PSE-RE-302） ☐ 型式の区分（「型式の区分」の様式を用意しておりますのでご利用下さい） ☐ 製造工場一覧表（PSE-RE-303） ☐ 送付先等確認用紙（PSE-RE-304） ☐ 試験品の構造、材質及び性能の概要を記載した書面（PSE-RE-701） ☐ 特定電気用品の表示（PSE-RE-702） ☐ 検査設備一覧表（工場ごとに必要となります）（PSE-RE-703：フォーム） （各種様式をご用意しておりますのでご利用下さい） ☐ 技術的情報（試験品の写真・図面、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な資料）	
5.	試験成績書の発行（有料）	
	☐ 希望しない ☐ 希望する ☐ 和文 ☐ 英文 モデル名の記載： ☐ 必要（モデル名： ） ☐ 不要 注）英文の発行を希望される場合は、会社名、住所等の英文表記を添付願います。	
6.	試験品の情報（発送予定日、梱包数などの必要な情報を記載願います）	
	☐ 試験品のみを発送予定（ 年 月 日頃）（梱包数： ） ☐ JET 窓口へ持込予定（ 年 月 日頃） ☐ 試験品を申込書類と同封・同梱して発送（ 年 月 日頃）	
7.	雑音の強さ試験の不適合の場合の処置について	
	雑音の強さ試験が不適合のとき、その時点で適合性検査を終了することとし、不適合報告に従って改善することを希望されますか。（いずれかの ☐ にチェック願います） ☐ 希望しない（全試験終了後、結果を報告） ☐ 希望する ☐ 雑音試験を優先 ☐ 雑音試験とその他試験を同時実施	
8.	提出書類（該当する場合）	
	☐ 委任状（PSE-RE-305：代理人によるお申込みのときは、必ず必要となります） ☐ 出張試験申込書（様式第七：出張試験をご希望のとき） ☐ CB 証明書（CB スキームに基づくデータ活用をご希望のとき）	
9.	代理人（該当する場合）	
	会社名 住 所 所属・役職 責任者名 TEL/FAX E-mail	〒 TEL FAX

適合性検査宣言書

受付番号：

（JET記載欄）

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

申込者は、製造事業者との間で資本関係があり、製造事業者に人員を派遣し、電気用品安全法第9条で規定する検査設備を用いて、派遣した人員が直接又は指導により、申込者の管理下の基に検査を実施し、その特定電気用品を輸入している。製造事業者は、法第9条で規定する検査設備を有し、それを使用して申込者の人員が直接又は指導により、申込者の管理下の基に製造工程及び完成品検査等を実施している。

8. 申込者（届出事業者）

会社名

住 所 〒

代表者名

責任者名

（署名又は捺印）

所属・役職

責任者の住所 〒
（上記と異なる場合）

TEL：

FAX：

E-mail

9. 特定電気用品名：

10. 製造事業者： 別紙のとおり

11. 製造工場： 別紙のとおり

製造工場一覧表

【初めての申し込みの場合】

I. 製造事業者を英文で記載して下さい。（証明書に反映されますのでご注意ください）

製造事業者	
会社名	
住 所	

II. 製造工場をすべて英文で記載して下さい。（証明書に反映されますのでご注意ください）
（製造工場が製造事業者と同一の場合は、以下の記載は不要です）

製造工場 1	
工場名	
住 所	
製造工場 2	
工場名	
住 所	

（製造工場が2を超えるときは、別紙に記載して下さい）

【JET で証明書を取得したことがある場合】

今回お申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と同一ですか？	
☐ はい	証明書番号を記入して下さい（製造工場の記載は不要です） 証明書番号（JET — — ）
☐ いいえ	【初めての申し込みの場合】に製造工場を記載願います

PSE-RE-304

適合性検査申込書別紙（様式第三用）

送付先等確認用紙

JET からの問合せ先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

適合証明書、試験成績書の送付先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

請求書宛先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

請求書送付先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

試験済品等の返還方法	
☐	引き取る
☐	JET での廃棄を希望（小型のものに限ります。また、廃棄費用は申込者負担となります。）
☐	着払いにて返送を希望（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 下記担当者 ☐ 代理人）
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
担当者名	
TEL/FAX	TEL FAX
E-mail	

PSE-RE-305

適合性検査申込書別紙（様式第三用）

委任状

作成日 年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

申込者	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
責任者名	(署名又は捺印)

私（申込者）は、次の者を代理人と定め、下記に記載する委任期間、委任内容に記載する事項を委任します。

代理人	
会社名	
住 所	〒
所属・役職	
責任者名	
	TEL : FAX :
	E-mail :

委任期間	
☐	代理人に変更があるまで
☐	期間を定める
	(年 月 日より 年 月 日まで)
☐	委任内容が終了するまで

委任内容
(例：電気用品安全法に基づく適合性検査の申込みに関する一切の権限)

(変更までの期間又は定めた期間内のお申し込みについては当該委任状の写しを必ず提出して下さい。)

適合性検査申込みに係る承諾事項

一般財団法人 電気安全環境研究所

次の事項をご承諾いただいた上で、適合性検査申込書をご提出ください。

【お申込みに関する事項】

1. 次の掲げる事項を含み、適合性検査実施のために必要な準備をしていただきます。
 - 適合性検査を実施する特定電気用品の評価に必要なすべての情報を提供していただきます。
 - 適合性検査を行うために必要と認められる製造工場への立入り、及び従業員への接触を求めることがあります。
 - 検査設備確認の際、必要に応じて製造工場の検査設備等のご担当者に同席をお願いします。
2. この申込みは、試験品及び必要書類受領後に完了いたします。
3. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を提出されないときは、この申込みは、申込者の都合により取り下げられたものといたします。
4. 適合性検査の実施にあたって、試験又は検査設備確認の一部を外部委託することができるものとします。なお、委託先機関により実施する場合は、その旨を受付の際にお知らせします。

【適合証明書に関する事項】

5. 電気用品安全法の第8条「基準適合義務等」の要求事項を遵守してください。
6. 適合証明書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な適合証明書がない製品には、PSE マーク及び JET の略称の表示、並びに適合証明書の交付を受けた事実の公表はできません。
7. JET の評価を損なうような方法で適合証明書の交付を受けたことを表明することはできません。
8. JET が認めていない方法又は誤解を招く方法で適合証明書の交付を受けたことを表明することはできません。
9. 国による表示の禁止等の指示があったとき、適合証明書の交付を受けていることを言及しているすべての広告物の使用を中止していただきます。
10. 適合性検査を受検し合格した事実を示すことのみに、適合証明書を使用すること。
11. 適合証明書の写しを他者に提供する場合、証明書の全部を複写してください。
12. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで適合証明書の交付を受けたことについて言及するときは、JET の求めに従っていただくことがあります。
13. 適合証明書の範囲にある特定電気用品に関連する苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録を JET が利用できるものとします。また、次の事項を行っていただきます。
 - 上記の苦情、及び電気用品安全法への適合性に影響を与えると判明した製品に関して、適切な処置をとる。
 - とった処置を文書化する。
14. 適合証明書交付後、JETは登録情報（申込者名、特定電気用品名及び証明書番号）を公表することができるものとします。
15. JETは、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に、開示することができるものとします。

【適合性検査の不適合に関する事項】

16. 製品試験又は検査設備確認において不適合が認められたときは、適合性検査の不適合（改善）についてお知らせします。改善により継続して検査をご希望の場合には、お知らせ後 40 日以内にお申込みいただきます。ただし、改善のお申込みは2回までとなります。

【試験品に関する事項】

17. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。JETより指定のあった事業所に送付願います。なお、この輸送についての責任は申込者となります。
18. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があつて、JETが申込者にその旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
19. JETは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。
20. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

【適合性検査費用のお支払いに関する事項】

21. 適合性検査費用のお支払いは、原則として費用概算額を前払いとなります。初回の申込時は入金確認後の検査開始となります（特別な事情等がある場合入金時期等について相談に応じます）。なお、既に申込み実績がある場合検査終了後のお支払いも可能といたしますが、JETの判断により、前払いをお願いすることがあります。

【機密保持】

22. JETは、申込者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を適合性検査業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は申込者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしません。ただし、申込時に公知であった情報、申込後にJETの故意又は過失によらずに公知になった情報及びJETが第三者から適法に取得した情報は除きます。

以上

様式第四
Form 4

(海外製造事業者用)

適合性同等検査申込書
Application for Conformity Assessment

受付番号：

Project No.

(JET記載欄)

(To be filled in by JET)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

To Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories

電気用品安全法第9条第1項に規定する同条第2項の証明書と同等なものの確認を受けたいので、申込書別紙の「適合性同等検査申込みに係る承諾事項 (PSE-RE-405)」の内容を承諾の上、次のとおり申し込みます。

We hereby apply for Conformity Assessment on the Specified Electrical Appliances and Materials as stated below, in order to obtain the Statement of Conformity as specified in the Article 9, Paragraph 1 of Electrical Appliances and Materials Safety Act. We submit this application accepting "Conditions for Application for Conformity Assessment (PSE-RE-405)" on the attachment to the application.

1. 申込者 (海外製造事業者)

Applicant (manufacturer outside Japan)

会社名

Company name

住 所

Address

責任者名

The person responsible for the application

(署名又は捺印)

(Signature or seal)

所属・役職

Division / Post

責任者の住所

Address of the responsible person (If different from the above one of the Company)

(上記と異なる場合)

TEL :

FAX :

E-mail

2. 申込内容の詳細

Details to the application

別紙のとおり

As shown in the attachment

3. 適合同等証明書副本交付：

Official duplicate of the Statement of Conformity

☐ 有 (

部)

need

copy/copies

☐ 無

Not necessary

製造工場一覧表

【初めてのお申込みの場合】

お申込みの製造工場をすべて記載して下さい。（証明書に反映されますのでご注意ください）

製造工場 1	
工場名	
住 所	〒
製造工場 2	
工場名	
住 所	〒
製造工場 3	
工場名	
住 所	〒

（製造工場が3を超えるときは、別紙に記載して下さい）

【JET で証明書を取得したことがある場合】

今回お申込みの製造工場は、既に交付されている証明書に記載された製造工場と同一ですか？	
☐ はい	証明書番号を記入して下さい（製造工場の記載は不要です） 証明書番号（JET — — ）
☐ いいえ	【初めてのお申込みの場合】 に製造工場を記載願います

PSE-RE-403

適合性同等検査申込書別紙（様式第四用）

送付先等確認用紙

JET からの問合せ先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）		
会社名		
住 所	〒	
所属・役職		
担当者名		
TEL/FAX	TEL	FAX
E-mail		

適合同等証明書、試験成績書の送付先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）		
会社名		
住 所	〒	
所属・役職		
担当者名		
TEL/FAX	TEL	FAX
E-mail		

請求書宛先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）		
会社名		
住 所	〒	
所属・役職		
担当者名		
TEL/FAX	TEL	FAX
E-mail		

請求書送付先（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 代理人 ☐ 下記担当者）		
会社名		
住 所	〒	
所属・役職		
担当者名		
TEL/FAX	TEL	FAX
E-mail		

試験済品等の返還方法		
☐	引き取る	
☐	JET での廃棄を希望（小型のものに限ります。また、廃棄費用は申込者負担となります。）	
☐	着払いにて返送を希望（ ☐ 申込責任者と同じ ☐ 下記担当者 ☐ 代理人）	
会社名		
住 所	〒	
所属・役職		
担当者名		
TEL/FAX	TEL	FAX
E-mail		

PSE-RE-404

適合性同等検査申込書別紙（様式第四用）

委任状

作成日 年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

申込者	
会社名	〒
住 所	
所属・役職	
責任者名	
(署名又は捺印)	

私（申込者）は、次の者を代理人と定め、下記に記載する委任期間、委任内容に記載する事項を委任します。

代理人		
会社名	〒	
住 所		
所属・役職		
責任者名		
	TEL :	FAX :
	E-mail :	

委任期間	
☐	代理人に変更があるまで
☐	期間を定める
(	) より (
	) まで
☐	委任内容が終了するまで

委任内容
(例：電気用品安全法に基づく適合性同等検査の申込みに関する一切の権限)

(変更までの期間又は定めた期間内のお申し込みについては当該委任状の写しを必ず提出して下さい。)

適合性同等検査申込みに係る承諾事項

一般財団法人 電気安全環境研究所

次の事項をご承諾いただいた上で、適合性同等検査申込書をご提出ください。

【お申込みに関する事項】

1. 次の掲げる事項を含み、適合性同等検査実施のために必要な準備をしていただきます。
 - 適合性同等検査を実施する特定電気用品の評価に必要なすべての情報を提供していただきます。
 - 適合性同等検査を行うために必要と認められる製造工場への立入り、及び従業員への接触を求めることがあります。
 - 検査設備確認の際、必要に応じて製造工場の検査設備等のご担当者に同席をお願いします。
2. この申込みは、試験品及び必要書類受領後に完了いたします。
3. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を提出されないときは、この申込みは、申込者の都合により取り下げられたものといたします。
4. 適合性同等検査の実施にあたって、試験又は検査設備確認の一部を外部委託することができるものとします。なお、委託先機関により実施する場合は、その旨を受付の際にお知らせします。

【適合同等証明書に関する事項】

5. 適合同等証明書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な適合同等証明書がない限り、適合同等証明書の交付を受けた事実の公表はできません。
6. J E Tの評価を損なうような方法で適合同等証明書の交付を受けたことを表明することはできません。
7. J E Tが認めていない方法又は誤解を招く方法で適合同等証明書の交付を受けたことの表明することはできません。
8. 国による表示の禁止等の指示があったとき、適合同等証明書の交付を受けていることを言及しているすべての広告物の使用を中止していただきます。
9. 適合性同等検査を受検し合格した事実を示すことのみに、適合同等証明書を使用すること。
10. 適合同等証明書の写しを日本の輸入事業者を提供する場合、J E Tに適合同等証明書の副本の交付の申込みをしてください。

なお、同証明書の写しを他者に見本として提供する場合、証明書の全部を複写してください。
11. 文書、パンフレット、広告等の情報メディアで適合同等証明書の交付を受けたことについて言及するときは、J E Tの求めに従っていただくことがあります。
12. 適合同等証明書の範囲にある特定電気用品に関連する苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録をJ E Tが利用できるものとします。また、次の事項を行っていただきます。
 - 上記の苦情、及び電気用品安全法への適合性に影響を与えると判明した製品に関して、適切な処置をとる。
 - とった処置を文書化する。
13. 適合同等証明書の交付後、J E Tは登録情報（申込者名、特定電気用品名及び証明書番号）を公表することができるものといたします。
14. J E Tは、法律に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に、開示することができるものといたします。

【適合性同等検査の不適合に関する事項】

15. 製品試験又は検査設備確認において不適合が認められたときは、適合性同等検査の不適合（改善）についてお知らせします。改善により継続して検査をご希望の場合には、お知らせ後40日以内にお申込みいただきます。ただし、改善のお申込みは2回までとなります。

【試験品に関する事項】

16. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。J E Tより指定のあった事業所に送付願います。なお、この輸送についての責任は申込者となります。
17. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、J E Tが申込者にその旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
18. J E Tは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、J E Tは一切その責任を負わないものとします。
19. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、J E Tで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

【適合性同等検査費用のお支払いに関する事項】

20. 適合性同等検査費用のお支払いは、原則として費用概算額を前払いとなります。初回の申込時は入金確認後の検査開始となります（特別な事情等がある場合入金時期等について相談に応じます）。

なお、既に申込み実績がある場合検査終了後のお支払いも可能といたしますが、JETの判断により、前払いをお願いすることがあります。

【機密保持】

21. J E Tは、申込者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を適合性検査業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は申込者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしません。ただし、申込時に公知であった情報、申込後にJ E Tの故意又は過失によらずに公知になった情報及びJ E Tが第三者から適法に取得した情報は除きます。

以上

様式第五
Form 5

(第2号検査／国内製造事業者又は海外製造事業者用)

適合証明書又は適合同等証明書の副本申込書

Application for Duplication of Statement of Conformity Assessment

受付番号：

Project No.

(JET記載欄)

(To be filled in by JET)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

To Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories

既に交付された（適合証明書／適合同等証明書）の副本の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

We hereby apply for the official duplicate of the “Statement of Conformity Assessment” which was already issued.

1. 申込者（届出事業者）：

（海外製造事業者）：Applicant (manufacturer outside Japan)

会社名 Company name

住 所 Address

責任者名 The person responsible for the application

(署名又は捺印)

(Signature or seal)

所属・役職 Division / Post

責任者の住所 Address of the responsible person (If different from the above one of the Company)
(上記と異なる場合)

TEL：

FAX：

E-mail

2. 特定電気用品名：

Name of Specified Electrical Appliances and Materials

3. 証明書番号：

Statement Number

4. 副本交付部数： 部

The number of official duplicates to be issued:

様式第六 Form 6

適合証明書又は適合同等証明書の追補（変更）申込書

Application for a supplement (change) to the Statement of Conformity Assessment

受付番号：

Project No.

(JET記載欄)

(To be filled in by JET)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

To Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories

既に交付された（適合証明書／適合同等証明書）について、その記載に変更が生じたため、適合証明書等の追補（変更）の交付を受けたいので、申込書別紙の「適合性検査申込みに係る承諾事項（PSE-RE-205、306 又は 405）」の内容を承諾の上、次のとおり申し込みます。

We hereby apply for a supplement (change) to the Statement of Conformity Assessment according to the change of an entry (entries). We submit this application accepting “Conditions for Application for Conformity Assessment(PSE-RE-205, PSE-RE-306 or PSE-RE-405)” on the attachment to the application.

1. 申込者（届出事業者）：

（海外製造事業者）：Applicant (manufacturer outside Japan)

会社名 Company name

住 所 Address

責任者名 The person responsible for the application

(署名又は捺印)

(Signature or seal)

所属・役職 Division / Post

責任者の住所 Address of the responsible person (If different from the above one of the Company)
(上記と異なる場合)

TEL：

FAX：

E-mail

2. 特定電気用品名：

Name of Specified Electrical Appliances and Materials

3. 証明書番号：

Statement Number

4. 証明書の記載に変更が生じた内容（該当する箇所に印を付して下さい）

Changed entry (entries) of the Statement of Conformity Assessment (Please tick the appropriate box)

☐ 申込者の名称、住所の変更 Name, address of the applicant

☐ 製造工場の名称、住所の変更 Name, address of the factory

☐ 製造工場の移転 Relocation of the factory

☐ 製造工場の追加（証明書の申込者と同じ法人である別の工場）

Addition of a factory (another factory of the same legal person that applied for the Statement of Conformity Assessment)

PSE-RE-601

申込書別紙（様式第六用）

適合証明書又は適合同等証明書の追補（変更） 申込書別紙

Annex to Application (Form 6) for a supplement (change)
to the Statement of Conformity Assessment

受付番号Project No.

：
(JET記載欄 To be filled in by JET)

1. 変更の内容 Description of the change
(変更前) Before the change

(変更後) After the change

2. 変更の理由（変更日） The cause of the change (The date of the change)

3. 提出書類 Documents

次の書類がお申込み毎に必要となりますので、必ずご提出願います。

The applicant shall submit the following documents to JET for each application.

- ☐ 適合証明書（適合同等証明書）の写し
Copy of the Statement of Conformity Assessment
☐ 検査設備一覧表（製造工場の移転又は追加の場合は、工場毎に必要となります）
List of Inspection Facilities (required for each factory if it has been relocated or added)

4. 提出書類（該当する場合）

The applicant shall submit the following documents to JET when applicable.

- ☐ 委任状（PSE-RE-204, PSE-RE-305, PSE-RE-404）代理人によるお申込みのときは、必ず必要となります）
Power of Attorney (PSE-RE-204, PSE-RE-305 or PSE-RE-404): necessary when the application is made by an agent

5. 証明書副本交付 Official duplicate of the Statement of Conformity

- ☐ 有（ ）部 ☐ 無
need copies Not necessary

6. ご要望・ご連絡事項 Request or information, if any.

送付先等確認用紙
(連絡先が申込責任者と異なる場合)

Information for Interaction
(if the contact person is not the person responsible for the application)

受付番号Project No.

:
(JET記載欄 To be filled in by JET)

この申込みに係る連絡・送付先は、次のとおりです。
Contact information for this application is as follows.

連絡先：Point of Contact		
会社名 Name of company		
住 所 Address		
所属・役職 Division / Position		
担当者名 Name in charge		
	TEL	FAX
	E-mail	

注：連絡先は、申込者と同一法人のご担当者又は代理人（委任状が必要となります）に限ります。

The contact person shall be a member of the applicant or its properly authorized agent (the valid “POWER of ATTORNEY: PSE-RE-404” is necessary for the authorization).

- ☐ 適合証明書又は適合同等証明書の副本申込書用
Annex to Application (Form 5) for Duplication of Statement of Conformity Assessment
- ☐ 適合証明書又は適合同等証明書の追補（変更）申込書用
Annex to Application (Form 6) for a supplement (change) to the Statement of Conformity Assessment

様式第七

出張試験申込書

受付番号：

(JET記載欄)

一般財団法人 電気安全環境研究所 御中

下記の特定電気用品について、出張試験を受けたいので申し込みます。

記

1. 申込者（届出事業者）

会社名

住 所 〒

責任者名

(署名又は捺印)

所属・役職

責任者の住所 〒
(上記と異なる場合)

TEL：

FAX：

E-mail

2. 特定電気用品名：

3. 型 式：

4. 申 込 理 由：

5. 試 験 場 所：

型 式 の 区 分

(直流電源装置の事例)

要 素	区 分	例
(A) 定格入力電圧	(1) 125 V 以下のもの (2) 125 V を超えるもの	定格入力電圧が 1 0 0 V
(B) 入力側の定格容量	(1) 10 VA 以下のもの (2) 10 VA を超え、20 VA 以下のもの (3) 20 VA を超え、30 VA 以下のもの (4) 30 VA を超え、40 VA 以下のもの (以下省略)	定格入力容量が 3 5 V A
(C) 定格周波数（変圧器を有する ものの場合に限る。）	(1) 50 Hz のもの (2) 60 Hz のもの	定格周波数が 5 0 - 6 0 H z
(D) 交流用端子	(1) あるもの (2) ないもの	変圧器の 2 次側に 交流用端子がない場合
(E) 直流定格電圧	(1) 15 V 以下のもの (2) 15 V を超え、30 V 以下のもの (3) 30 V を超え、60 V 以下のもの (4) 60 V を超えるもの	定格出力電圧が 1 2 V
(F) 変圧器	(1) あるもの (2) ないもの	変圧器あり
(G) 変圧器の巻線の絶縁の種類	(1) A 種のもの (2) E 種のもの (以下省略)	変圧器に使用され ている絶縁材料に より分類
(H) 直流電圧の調整装置	(1) あるもの (2) ないもの	2 次電圧が固定か 否かで分類
(I) 回路の保護機構	(1) あるもの (2) ないもの	電流ヒューズがある とき
(J) 器体スイッチ（主回路を開閉 するものの場合に限り、自動 スイッチ及び自動温度調節器 を除く。）	(1) あるもの (2) ないもの	電源を ON-OFF する スイッチなし
(K) 器体スイッチの操作の方式	(1) タンブラー式のもの (2) 押しボタン式のもの (3) ロータリー式のもの (4) その他のもの	チェックは不要
(L) 器体スイッチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの	チェックは不要
(M) 外郭の材料	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの	合成樹脂のとき
(N) 用途	(1) 電池充電用のもの (2) おもちゃ用のもの (3) 自動車スタータ用のもの (4) その他のもの	パソコンなどの情報処 理機器に電源 を供給するとき
(O) 電源電線と器体との接続の方 式	(1) 直付けのもの (2) 接続器利用のもの	接続器なし
(P) 二重絶縁	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの	二重絶縁なし

PSE-RE-701

(直流電源装置の事例)
適合性検査申込書別紙 (共通)

試験品の構造、材質及び性能の概要

1. 構造の概要

(製品のモデル名、並びに当該製品の機能、構造、動作原理などの概要を記載して下さい)

本品は、小型パーソナルコンピュータ等の情報処理機器に直流の電源を供給するための直流電源装置（モデル名：ABC-1234P）である。

ACインレット（2P）、スイッチング変圧器、プリント基板、出力コード及び出力ジャック等から構成され、これらを合成樹脂製のケースに納めている。

1次側は、雑音防止対策回路、整流回路、スイッチング回路で構成され、スイッチング回路の2次側は、整流平滑回路、過電流保護回路等で構成されている。

回路保護として、プリント基板の入力側に電流ヒューズ（125V、2A）が取り付けられており、電子回路の故障等の際に回路を遮断して保護する。

2. 材質

(外郭及び主要部品の材料（変圧器、電動機などは「巻線の絶縁の種類」の根拠となる絶縁物名）を記載して下さい)

外郭の材料 : ポリカーボネート + ABS樹脂

変圧器

鉄心 : けい素鋼板

ボビン : ポリアミド66（ガラス繊維20%入り）

巻線 : ポリウレタン銅線

絶縁テープ : ポリエチレンテレフタレート

絶縁の種類 : E種絶縁

整流器 : シリコン

3. 性能又は定格

(性能、電圧・消費電力などの電気定格等、「型式の区分」が判断できる内容を記載して下さい)

定格入力電圧 : AC100V

定格入力容量 : 35VA

定格周波数 : 50-60Hz

定格出力電圧 : DC12V

定格2次電流 : 2A

4. 技術的情報

(試験品の写真・図面、構成部品一覧表、回路図、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な資料)

製品の写真、構成部品一覧表、回路図、取扱説明書など、必要な技術的情報は添付の資料を参照

特定電気用品の表示

1.
特定電気用品への表示

2.

荷札又は包装容器への表示

(電線、ヒューズ、配線器具、変圧器等の特例)

3.

届出事業者の略称又は登録商標

(電気用品安全法施行規則第 17 条の規定により表示すべき届出事業者の氏名又は名称について、略称又は登録商標を用いる場合、経済産業大臣の承認を受けた略称、又は経済産業大臣に届け出た登録商標に限ります)

略称表示

特定検査設備調査準備のためのご質問
Questionnaire for scheduling the Authorized Inspection Facilities Field Verification

受付番号：

Project No.

(JET 記載欄)

(To be filled in by JET)

1 製造工場の名称及び所在地 Manufacturer's registered name and factory address

工場名 Name	
所在地 Address	

2 工場の連絡者 Contact person in factory

a. 連絡者名	Name		
所属・役職	Department / Post		
TEL			
FAX			
E-mail			
b. 副連絡者名	Name of deputy contact person in factory		
所属・役職	Department / Post		
TEL			
FAX			
E-mail			

3 工場までの道順（最寄り駅、空港などの情報と工場周辺地図のコピーを添付して下さい。）
 Direction for reaching the factory (Please make sure the nearest railway station, the airport, and attach a copy of local map.)

4 申込者又はその代理人 Applicant or his representative

氏名 Name in block			
署名 Signature		日付 Date	

※海外製造工場の検査設備確認料につきましては、JET が委託した検査機関より製造工場様へご請求された場合は、委託検査機関へお支払いをお願いします。

In the case a certified testing laboratory authorized to conduct factory inspection at your factory site by JET asks you to pay the inspection fee to the laboratory, please do so.

検査設備要求内容（第 15 条関係）

電気用品の区分	検査設備	技術上の基準
ゴム系絶縁電線類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	100V以上の直流電源装置及び水槽並びに絶縁抵抗計又はブリッジを備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機並びに水槽を備えていること。 (2) 2次電圧が電線類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	導体抵抗試験設備	ブリッジ及び検流計又はこれらと同等以上の精度で導体抵抗を測定できる設備を備えていること。
	引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽及び引張試験機を備えていること。
合成樹脂系絶縁電線類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	100V以上の直流電源装置及び水槽並びに絶縁抵抗計又はブリッジを備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機並びに水槽を備えていること。 (2) 2次電圧が配線類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	導体抵抗試験設備	ブリッジ及び検流計又はこれらと同等以上の精度で導体抵抗を測定できる設備を備えていること。
	引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽及び引張試験機を備えていること。
つめ付ヒューズ	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	通電試験設備	電流調整装置及び電流計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
包装ヒューズ類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	通電試験設備	電流調整装置及び電流計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
温度ヒューズ	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。

	溶断試験設備及び 温度試験設備	電流調整装置、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び恒温槽（温度を1分間に1℃の割合で上昇させることができ、かつ一定の温度を48時間保持できるもの）を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
配線器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が配線器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
電流制限器	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が電流制限器の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	開閉試験設備及び 温度試験設備	開閉試験機、電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）、負荷装置及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び負荷装置を備えていること。
小形単相変圧器類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が小形変圧器類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。

	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	無負荷試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び電力計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
電熱器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が電熱器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
電動応用機械器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が電動応用機械器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び電力計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
電子応用機械器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶

		縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が電子応用機械器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
交流用電気機械器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が交流電動機等応用機器類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び電力計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
携帯発電機	寸法測定	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が携帯発電機の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）、電力計（精度が0.5級以上のもの）、抵抗負荷装置及び回転計又は周波数計を備えていること。

PSE-RE-703

(18. 交流用電気機械器具)

(直流電源装置の事例)

検査設備一覧表

工場名：○○○○工場

検査設備	名 称	性 能	数量	製造者名	モデル名	校正実施日
					製造番号	校正周期
寸法測定器	マイクロメーター	測 長 25 mm 最小目盛 0.001 mm	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
	ノギス	測 長 150 mm 最小目盛 0.01 mm	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
絶縁抵抗試験設備	500V絶縁抵抗計	DC 500 V 100 MΩ	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
絶縁耐力試験設備	絶縁耐力試験機	変圧器 1 次電圧 100 V 2 次電圧 3,000 V 容量 500 VA 電圧調整器内蔵 電圧計 3 kV 1.5 級	1	○○○○株式会社	□□□□□	2016.04.01
					△△△△△	1年
温度試験設備	電圧調整器	1 次電圧 100 V 2 次電圧 130 V 容量 2 kVA	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
					□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
	電圧計	150/300 V、 0.5 級	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
	電流計	0.15/30 A、 0.5 級	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
	熱電対温度計	500 ℃	1	○○○○株式会社	□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年
					□□□□□ △△△△△	2016.04.01 1年

検査設備	名 称	性 能	数量	製造者名	モデル名 製造番号	校正実施日 校正周期
特性試験設備	電圧調整器	1 次電圧 100 V	1	〇〇〇〇株式会社	□□□□□	2016.04.01
		2 次電圧 130 V 容量 2 kVA			△△△△△	1年
	電圧計	150/300 V、 0.5 級	1	〇〇〇〇株式会社	□□□□□	2016.04.01
					△△△△△	1年
	電流計	0.15/30 A、 0.5 級	1	〇〇〇〇株式会社	□□□□□	2016.04.01
					△△△△△	1年
	電力計	120/240 V、 240 W 0.5 級	1	〇〇〇〇株式会社	□□□□□	2016.04.01
					△△△△△	1年

附属書 2

適合性検査手数料表

1. 試験料

技術基準への適合性を確認するための試験料は、申込みをされた特定電気用品毎に次のとおりとします。ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二の基準に基づく試験料は、この手数料表の規定に関わらず、JETが見積もった額とします。

①全項目試験

全項目の試験を実施した時の試験料は、別表第一の「品目別標準試験料」に、別表第二の「部品試験料」に掲げる項目のうち、試験を実施した試験料を加えた額とします。

②部分試験

全項目試験を必要としない部分的な試験（改善試験を含む）を実施したときの試験料は、別表第二の「部品試験料」及びJETが別に定めるJET認証手数料表の「表3；試験項目別試験料」に掲げる項目のうち、試験を実施した試験料を加えた額とします。ただし、算出した試験料が上記①の全項目試験の試験料を超えるときは、全項目試験の試験料を限度とします。

2. 設備確認料

検査設備の確認のための手数料は、申し込みされた特定電気用品を製造する工場毎に次のとおりとします。

①現地確認料

72,000 円＋出張旅費等(別に定める JET の旅費規程による)

(注1)調査時間(移動時間を含む)が2日以上となるときは、超過の半日毎に30,000 円を加算する。

②書面確認料

12,000 円

ただし、1年間を1つの期間として、この間に同じ電気用品の区分に係る複数の申込みがあるときは、2回目以降の申込みについては、6,000 円とします。また、同じ電気用品の区分に係わる2件以上の一括申込の場合、2件目以降の設備確認に係わる書面確認料は3,000 円とします。

③特別措置

複数の電気用品の区分に係る申込み(同一工場に限る)が同時にあったときは、2つ目以降の区分に係る手数料は、6,000 円とします。

3. 発行手数料

①適合証明書又は適合同等証明書

正本；無料

ただし、権利の譲渡、住所表示変更等により、証明書等の記載事項に変更があったときに限り、顧客の要請に応じて再発行するものとします。

その際の発行手数料は、20,000 円とします。

副本；12,000 円／件

②試験成績書（申込み時に請求のあったモデル毎に発行）

正本；工数に応じて、36,000 円、48,000 円又は 60,000 円

複本；12,000 円／件

- ③英文による発行手数料は、翻訳料として翻訳業界の単価による実費（タイプ料を含む）を加えたものとします。

4. 取下げ手数料

申込後、都合により取下げを行うときは、次のように取り扱います。

- ①試験着手前に取下げを希望されるとき

10,000 円

- ②試験中に取下げを希望されるとき

10,000 円＋試験に要した工数に相当する額

- ③試験終了後に取下げを希望されるとき

試験に係る手数料の全額

5. 試験品返還料

指定の期日までに試験品を引き取らないときは、着払いにて返送します。この際、梱包に係る費用の実費を別途申し受けます。なお、やむを得ず保管延長をするときは、別途保管料を申し受けます。

6. 手数料表にない手数料

- ①この手数料表に定めのない手数料については、実費を勘案して決定します。
②この手数料表の手数料に消費税を加算します。
③詳細につきましては、窓口等にお問い合わせ願います。

別表第一：品目別標準試験料

特 定 電 気 用 品	試験料
絶縁電線類	
ゴム絶縁電線	151,000
合成樹脂絶縁電線	210,000
ケーブル	
クロロプレン外装ケーブル	196,000
ビニル外装ケーブル	
絶縁体がゴムのもの	208,000
その他のもの	214,000
ポリエチレン外装ケーブル	
絶縁体がゴムのもの	178,000
その他のもの	201,000
その他のケーブル	
絶縁体がゴムのもの	208,000
その他のもの	214,000
コード	
絶縁体がゴムのもの	151,000
その他のもの	201,000
キャブタイヤケーブル	
外装がゴムのもの	151,000
その他のもの	208,000
温度ヒューズ	107,000
つめ付ヒューズ	78,000
その他のヒューズ	159,000
点滅器	
タンプラースイッチ	
電子応用機械器具用のもの	81,000
その他のもの	115,000
ロータリースイッチ	
電子応用機械器具用のもの	81,000
その他のもの	115,000
押しボタンスイッチ	
電子応用機械器具用のもの	81,000
その他のもの	115,000
プルスイッチ	120,000
中間スイッチ	120,000
ペンダントスイッチ	120,000
タイムスイッチ	180,000
街灯スイッチ	115,000
光電式自動点滅器	308,000
その他の点滅器	146,000

特 定 電 気 用 品	試験料
開閉器	
箱開閉器	164,000
フロートスイッチ	143,000
圧力スイッチ	126,000
ミシン用コントローラー	148,000
配線用しや断器	297,000
漏電しや断器	312,000
カットアウト	125,000
接続器及びその附属品	
差込み接続器	
延長コードセット	
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの	266,000
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの (栓刃可動形プラグ付)	302,000
その他のもの	222,000
その他のもの (栓刃可動形プラグ付)	258,000
電線と一体となって成型されたもの	
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの	129,000
その他のもの	85,000
その他のもの	
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの	116,000
その他のもの	75,000
ねじ込み接続器	
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの	115,000
その他のもの	80,000
ソケット	
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの	116,000
その他のもの	80,000
ローゼット	
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの	115,000
その他のもの	80,000
ジョイントボックス	73,000
* 定格が 2 以上のものにあつては、この表の金額の 3 割の額を加えるものとします。	
* コンセントで横方向荷重試験を適用するものにあつては、この表の金額に 6,000 円を加えるものとします。	
電流制限器	
定格が 1 のもの	244,000
定格が 2 以上のもの	318,000
小形单相変圧器	
家庭機器用変圧器	126,000
電子応用機械器具用変圧器	81,000
放電灯用安定器	
蛍光灯用安定器	151,000
水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	169,000
オゾン発生器用安定器	137,000
* 定格が 2 以上のものにあつては、この表の金額の 2 割の額を加えるものとします。	

特 定 電 気 用 品	試験料
電気便座	174,000
電気温蔵庫	150,000
凍結又は凝結防止用電熱器具	
水道凍結防止器	119,000
ガラス曇り防止器	146,000
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	119,000
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具（防犯カメラ用ハウジング）	164,000
電気温水器	197,000
家庭用電熱治療器	
電熱式吸入器	171,000
その他の家庭用電熱治療器	174,000
電気スチームバス及びスチームバス用電熱器	181,000
電気サウナバス及びサウナバス用電熱器	181,000
観賞魚用ヒーター（水中用）	155,000
観賞魚用ヒーター（その他）	119,000
観賞植物用ヒーター	174,000
電熱式おもちゃ	150,000
* 定格が 2 以上のものにあつては、この表の金額の 2 割の額を加えるものとします。	
電気ポンプ	187,000
冷蔵用又は冷凍用のショーケース	233,000
アイスクリームフリーザー	246,000
ディスポーザー	313,000
電気マッサージ器	168,000
自動洗浄乾燥式便器	330,000
自動販売機	254,000
電気気泡発生器	
浴槽用のもの	373,000
その他のもの	160,000
電動式おもちゃその他の電動力遊戯器具	179,000
* 定格が 2 以上のものにあつては、この表の金額の 2 割の額を加えるものとします。	
高周波脱毛器	193,000
磁気治療器	165,000
電撃殺虫器	155,000
電気浴器用電源装置	192,000
直流電源装置	171,000
* 定格が 2 以上のものにあつては、この表の金額の 2 割の額を加えるものとします。	
携帯発電機	
定格が 1 のもの	181,000
定格が 2 以上のもの	217,000

別表第二：部品試験料

部 品 等		試験料
無表示電線を附属品として使用するもの		164,000
電線巻取機構を有するもの		51,000
リモートコントロール機構を有するもの		
	赤外線利用	33,000
	電力線搬送波利用	33,000
通信回路利用（公衆回線利用を含む）	外乱に対する誤動作防止 JIS C 61000-4-3 JIS C 61000-4-4 JIS C 61000-4-6	EMC 依頼 試験手数料表に準 ずる料金
	上記以外の評価	138,000
点滅器		41,000
開閉器		43,000
自動温度調節器（電熱装置から発生する熱により動作するもの）		
CMJ 登録品		21,000
その他のもの		93,000
温度により動作する自動スイッチ		
CMJ 登録品		21,000
その他のもの		93,000
電線と一体となって成型された接続器		
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの		61,000
その他のもの		53,000
その他の接続器		
点滅機構又は引掛け型以外の型の差込み刃受けを有するもの		49,000
その他のもの		42,000
* コンセントで横方向荷重試験を適用するものにあつては、この表の金額に 6,000 円を加えるものとします。		
小形単相変圧器		73,000
放電灯用安定器		86,000
小形交流電動機		100,000
温度ヒューズ		83,000
材料試験	耐熱性能（ホールプレッシャー；CMJ 未登録品）	8,000
	外郭の難燃性（CMJ 未登録品）	6,000
	印刷回路用積層板の難燃性	6,000
	フレキシブル印刷配線版の難燃性	見積額
	ニードルフレーム試験	6,000
	グローワイヤ試験	9,000
	P T I 試験	20,000
印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線版の難燃性試験の適用判定		
3 箇所まで		12,000
3 箇所を超える		見積額
ブラウン管	機械的強度（CMJ 未登録品）	108,000
	被覆電線の難燃性（CMJ 未登録品）	6,000
	印刷回路用積層板の難燃性（CMJ 未登録品）	6,000

別表第三：納期指定に対応した試験料

全項目試験を実施する場合の最大処理期間と短納期処理の日数は、電気用品毎に下表のとおりとし、短納期処理として納期を指定した場合の手数料は、品目別標準手数料（別表第一）の最大3倍とする。

ただし、JET は短納期指定の申込みを受けるにあたって、同一の電気用品の他の申込みの処理に遅延を及ぼさないことを確認し、他の処理に影響がある場合には、短納期指定は受け付けない。

電気用品名	最大処理期間	短納期処理	適用条件等
直流電源装置	4 5 日以内	2 5 日以内	技術基準省令の解釈別表第八を適用するものに限る。 海外工場の実地検査を要するもの、 特殊な構造のものを除く。